


揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com/>E-mail nukumori-kaigo@ibikoiki.jp

- 
- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
 - 3 ● 平成26年度 予算状況
 - 4 ● 揖斐広域斎場の利用状況
 - 5 ● 介護保険の状況
 - 7 ● 区分支給限度基準額の改正について
 - 7 ● 介護保険被保険者証の取扱い
 - 8 ● 高額医療・高額介護合算制度の算定基準額等の見直し

香りのバラ「夜来香(イエライシャン)」

国際香りのバラ新品種コンクールで、最高賞の国土交通大臣賞などをトリプル受賞しました。
上品な藤色と、柑橘系の甘さも感じられる深みのある香りが特徴です。暗い場所でも香りで存在が分かることから、「夜来香」の名が付けられました。

No.29

平成26年6月1日発行

揖斐広域連合議会だより

平成26年第1回 揖斐広域連合議会定例会が2月20日(木)に開催され、条例改正、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算、平成26年度一般会計及び特別会計予算など9議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

提出議案

◎**揖斐広域連合障害程度区分認定審査会設置条例の一部を改正する条例について**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い改正するものです。

◎**揖斐広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

揖斐広域連合障害程度区分認定審査会設置条例の一部改正に伴い改正するものです。

◎**揖斐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について**

国税及び地方税法の延滞金の割合の見直しに伴い改正するものです。

◎**平成25年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第2号)について**

財政調整基金積立金等395万円を増額し、歳入歳出予算総額は2億2,642万4千円となりました。

◎**平成26年度揖斐広域連合一般会計予算について**

歳入歳出それぞれ2億3,355万8千円で前年比6.2%の増となりました。

◎**平成25年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について**

保険給付費等8,765万1千円を増額し、歳入歳出予算総額は62億1,072万2千円となりました。

◎**平成26年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について**

歳入歳出それぞれ63億8,222万6千円で前年比4.7%の増となりました。

◎**平成25年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第1号)について**

一般管理費177万9千円を増額し、歳入歳出予算総額は2億5,636万9千円となりました。

◎**平成26年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計予算について**

歳入歳出それぞれ2億4,791万5千円で前年比2.6%の減となりました。



平成26年度 予算状況

平成26年度の一般会計・介護保険特別会計・老人福祉施設特別会計予算が、平成26年2月20日に開催された第1回揖斐広域連合議会定例会で議決されましたので、「平成26年度予算」をお知らせします。

一般会計の内容

- ・一般会計の予算は主に構成町の負担金でまかっています。
- ・歳入の主な内容は、町負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、総務費、衛生費、公債費です。
- ・一般会計の総額は233,558千円となり、前年度より13,624千円(6.2%)の増額となります。

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(町負担金)、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金です。
- ・歳出の主な内容は、介護認定者数増に伴うサービス利用の増等により、保険給付費が前年度より262,887千円増の6,147,394千円、介護予防事業等の地域支援事業費が129,095千円です。
- ・介護保険特別会計の総額は、6,382,226千円となり、前年度より285,877千円(4.7%)の増額となります。

老人福祉施設特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、福祉施設のサービス収入です。
- ・歳出の主な内容は、通所介護事業費、短期入所生活介護事業費、介護老人福祉施設事業費、居宅介護支援事業費等のサービス事業費です。
- ・老人福祉施設特別会計の総額は、247,915千円となり、前年度より6,675千円(2.6%)の減額となります。

一般会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	190,724	176,544	8.0
2. 使用料及び手数料	39,325	38,836	1.3
3. 国庫支出金	0	1	△100.0
4. 県支出金	0	1	△100.0
5. 財産収入	399	395	1.0
6. 繰入金	5	3	66.7
7. 繰越金	3,000	3,000	0.0
8. 諸収入	105	1,154	△90.9
合計	233,558	219,934	6.2

歳出

科目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. 議会費	372	375	△0.8
2. 総務費	98,788	94,747	4.3
3. 民生費	705	709	△0.6
4. 衛生費	70,032	59,545	17.6
5. 農林水産業費	723	1,622	△55.4
6. 公債費	59,938	59,936	0.0
7. 予備費	3,000	3,000	0.0
合計	233,558	219,934	6.2

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. 保険料	1,341,205	1,282,495	4.6
2. 分担金及び負担金	882,293	828,161	6.5
3. 使用料及び手数料	150	150	0.0
4. 国庫支出金	1,440,641	1,378,909	4.5
5. 支払基金交付金	1,793,441	1,716,734	4.5
6. 県支出金	914,333	879,731	3.9
7. 財産収入	106	106	0.0
8. 繰入金	1	1	0.0
9. 繰越金	10,000	10,000	0.0
10. 諸収入	55	61	△9.8
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	6,382,226	6,096,349	4.7

歳出

科目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. 総務費	91,257	71,021	28.5
2. 保険給付費	6,147,394	5,884,507	4.5
3. 財政安定化基金搬出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	129,095	123,429	4.6
5. 公債費	50	25	100.0
6. 諸支出金	4,403	5,503	△20.0
7. 予備費	10,026	11,863	△15.5
合計	6,382,226	6,096,349	4.7

老人福祉施設特別会計

歳入

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. サービス収入	237,841	241,519	△1.5
2. 分担金及び負担金	0	0	0.0
3. 財産収入	82	129	△36.4
4. 寄付金	1	1	0.0
5. 繰入金	8,508	11,431	△25.6
6. 繰越金	1,000	1,000	0.0
7. 諸収入	483	510	△5.3
合 計	247,915	254,590	△2.6

歳出

科 目	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
1. 総務費	4,480	20,884	△78.5
2. サービス事業費	242,435	231,706	4.6
3. 公債費	0	0	0.0
4. 予備費	1,000	2,000	△50.0
合 計	247,915	254,590	△2.6

揖斐広域斎場の利用状況(平成25年4月～平成26年3月利用分)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位：件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	27	33	28	25	24	29	31	30	36	42	33	30	368
大野町	24	21	14	26	18	14	20	19	20	27	21	23	247
池田町	4	5	6	9	9	7	4	7	15	13	8	6	93
その他	4	0	3	2	6	2	3	1	0	3	6	19	49
合 計	59	59	51	62	57	52	58	57	71	85	68	78	757

●施設別利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	19	18	15	16	14	14	16	15	20	13	14	8	182
蓮の間(通夜・告別式)	15	12	12	12	12	8	11	11	15	11	11	14	144
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
蓮の間(告別式のみ)	0	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	7
蓮・菊の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
待合い洋室	30	37	29	32	34	30	28	28	36	34	28	28	374
待合い和室	3	3	2	2	2	1	0	2	7	9	6	3	40
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祭壇	34	32	27	29	26	23	28	27	35	25	25	25	336
合 計	101	104	85	92	88	77	84	84	113	93	84	81	1,086

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位：件)

町 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	14	18	7	33	23	16	24	15	19	22	21	15	227
大野町	12	22	15	26	22	13	19	17	23	23	17	20	229
池田町	6	8	16	10	23	13	15	16	24	17	7	17	172
合 計	32	48	38	69	68	42	58	48	66	62	45	52	628



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(平成26年2月末現在)

(単位:人)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同月 B	比較 A-B	
第1号被保険者	7,552	5,675	5,940	19,167	18,525	642	
内訳	65歳以上75歳未満	3,474	3,150	3,182	9,806	9,137	669
	75歳以上	4,078	2,525	2,758	9,361	9,388	△27

・平成26年2月末の第1号被保険者は19,167人で前年同月より642人増加しており、着実に高齢化が進行しています。

表2 要介護・要支援認定申請の状況(平成25年4月～平成26年2月までの累計)

(単位:件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
新規申請	392	238	245	875	879	△4
区分変更申請	84	60	70	214	154	60
更新申請	997	604	598	2,199	1,892	307
合計	1,473	902	913	3,288	2,925	363

・平成25年4月から平成26年2月までの認定申請は3,288件で前年同期間より363件の増となっています。

・申請のうち、新規申請が875件、区分変更申請が214件、更新申請が2,199件です。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(平成25年4月～平成26年2月までの累計)

(単位:回,件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
審査会開催数				133	128	5
非該当	4	2	2	8	18	△10
要支援1	84	51	32	167	153	14
要支援2	166	78	94	338	328	10
要介護1	356	211	171	738	599	139
要介護2	311	201	209	721	673	48
要介護3	209	149	177	535	474	61
要介護4	142	83	107	332	338	△6
要介護5	161	119	119	399	286	113
合計	1,433	894	911	3,238	2,869	369

・平成25年4月から平成26年2月までに審査会を133回開催し3,238件の審査判定を行いました。そのうち、8件が非該当と判定されました。

表4 要介護・要支援認定者の状況(平成26年2月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	55	127	269	262	238	175	151	1,277	97.6%
内訳	65歳以上75歳未満	6	11	15	29	22	21	116	8.9%
	75歳以上	49	116	254	233	216	130	1,161	88.8%
第2号被保険者	0	3	4	9	6	4	5	31	2.4%
合計	55	130	273	271	244	179	156	1,308	100.0%
介護度別構成比	4.2%	9.9%	20.9%	20.7%	18.7%	13.7%	11.9%	100.0%	

(2) 大野町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	43	58	150	162	165	98	129	805	97.0%
内訳	65歳以上75歳未満	9	12	25	20	23	18	119	14.3%
	75歳以上	34	46	125	142	142	80	686	82.7%
第2号被保険者	0	3	6	5	2	2	7	25	3.0%
合計	43	61	156	167	167	100	136	830	100.0%
介護度別構成比	5.2%	7.3%	18.8%	20.1%	20.1%	12.0%	16.4%	100.0%	

(3) 池田町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比
第1号被保険者	23	69	129	174	186	115	113	809	97.1%
内訳	65歳以上75歳未満	5	11	17	14	16	13	94	11.3%
	75歳以上	18	58	112	160	170	102	715	85.8%
第2号被保険者	0	0	4	7	7	3	3	24	2.9%
合計	23	69	133	181	193	118	116	833	100.0%
介護度別構成比	2.8%	8.3%	16.0%	21.7%	23.2%	14.2%	13.9%	100.0%	

(4) 合計

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	121	254	548	598	589	388	393	2,891	97.3%
内 訳	65歳以上75歳未満	20	34	57	63	61	43	329	11.1%
	75歳以上	101	220	491	535	528	345	2,562	86.2%
第2号被保険者	0	6	14	21	15	9	15	80	2.7%
合 計	121	260	562	619	604	397	408	2,971	100.0%
介護度別構成比	4.1%	8.8%	18.9%	20.8%	20.3%	13.4%	13.7%	100.0%	

- ・平成26年2月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が2,891人、第2号被保険者が80人で合計2,971人となっています。
- ・認定者の年齢別では65歳以上の第1号被保険者が2,891人(全体の97.3%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が80人(全体の2.7%)となっています。
- ※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(平成25年3月～平成26年1月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費です。

(単位：千円)

種 類	揖斐川町	大野町	池田町	合 計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	882,721	519,680	570,257	1,972,658	36.1%	1,883,415
訪問介護	71,576	36,014	75,828	183,418	3.4%	180,644
訪問入浴	12,033	12,560	6,711	31,304	0.6%	34,945
訪問看護	45,172	18,103	20,443	83,718	1.5%	77,575
訪問リハビリテーション	8,555	4,613	5,076	18,244	0.3%	20,413
居宅療養管理指導	4,987	5,492	4,066	14,545	0.3%	14,248
通所介護	322,455	103,894	163,236	589,585	10.8%	544,192
通所リハビリテーション	104,012	174,548	69,398	347,958	6.4%	334,129
短期入所生活介護	103,537	23,874	71,340	198,751	3.6%	182,336
短期入所療養介護	43,516	41,297	19,991	104,804	1.9%	109,685
福祉用具貸与	53,667	30,341	34,774	118,782	2.2%	115,583
福祉用具購入費	4,490	1,430	1,987	7,907	0.1%	5,477
住宅改修費	10,673	6,071	6,887	23,631	0.4%	21,087
特定施設入居者生活介護	1,259	5,767	28,367	35,393	0.6%	36,738
予防・介護サービス計画費	96,789	55,676	62,153	214,618	3.9%	206,363
② 地域密着型(介護予防)サービス	401,812	403,754	351,073	1,156,639	21.2%	1,028,653
認知症対応型通所介護	11,669	13,342	45,670	70,681	1.3%	81,725
小規模多機能型居宅介護	34,611	29,235	31,485	95,331	1.7%	84,473
認知症対応型共同生活介護	233,922	209,866	195,369	639,157	11.7%	559,549
地域密着型老人福祉施設	121,610	151,311	78,549	351,470	6.4%	302,906
③ 施設サービス	912,780	557,759	529,730	2,000,269	36.6%	2,002,454
介護老人福祉施設	463,556	235,108	274,895	973,559	17.8%	1,014,735
介護老人保健施設	434,671	319,804	175,647	930,122	17.0%	892,371
介護療養型医療施設	14,553	2,847	79,188	96,588	1.8%	95,348
④ 高額サービス費	42,705	28,969	23,694	95,368	1.7%	87,092
⑤ 特定入所者サービス費	116,832	65,635	42,823	225,290	4.1%	214,834
⑥ 高額医療合算介護サービス費	5,630	3,790	2,671	12,091	0.2%	9,479
合 計 (① ~ ⑥)	2,362,480	1,579,587	1,520,248	5,462,315	100.0%	5,225,927

- ・平成25年3月から平成26年1月までの給付費の総額は5,462,315千円となっており、前年と比較して236,388千円の増となっています。
- ・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は1,972,658千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,156,639千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,000,269千円となっています。
- ※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

区分支給限度基準額の改正について

消費税率8%への引上げに伴う介護報酬の改定にあわせて、区分支給限度基準額も変更となりました。

- 介護保険サービスの在宅サービスを利用する方の限度額です。
 - 限度額内でサービスを利用した場合、1割の自己負担でサービスが利用できますが、限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担(10割)となります。
- ※限度額を超えてお支払いした分は高額介護サービスの対象となりません。

区分支給限度額の新旧対応表

要介護度	改正前 (~H26.3.31)	改正後 (H26.4.1~)
要支援1	4,970単位	5,003単位
要支援2	10,400単位	10,473単位
要介護1	16,580単位	16,692単位
要介護2	19,480単位	19,616単位
要介護3	26,750単位	26,931単位
要介護4	30,600単位	30,806単位
要介護5	35,830単位	36,065単位

介護保険被保険者証の取扱い

要介護(要支援)認定を受けている人の介護保険被保険者証には、要介護度に応じた区分支給限度基準額が記載されていますが、今回の改正による介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、下記のとおり読み替えてご利用いただきますようお願いいたします。

◎交付年月日が平成26年3月31日以前の介護保険被保険者証の場合

改正前の区分支給限度基準額が記載されますので、平成26年4月1日以降のサービス利用分から、改正後の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。

◎交付年月日が平成26年4月1日以降の介護保険被保険者証の場合

改正後の区分支給限度基準額が記載されます。
新規申請等で認定の有効期間が平成26年3月31日以前から開始の場合、平成26年3月31日までのサービス利用分については改正前の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。

高額医療・高額介護合算制度の 算定基準額等の見直し(新旧比較表)

70歳未満

〈現行〉

区分	所得要件	限度額(年額)
上位所得	旧ただし書所得 600万円超	1,260,000
一般	旧ただし書所得 600万円以下	670,000
低所得	住民税非課税	340,000

〈平成26年8月～27年7月〉

所得要件	限度額(年額)
旧ただし書所得 901万円超	1,760,000
旧ただし書所得 600万円～ 901万円以下	1,350,000
旧ただし書所得 210万円～ 600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	630,000
住民税非課税	340,000

〈平成27年8月以降〉

単位:円

所得要件	限度額(年額)
旧ただし書所得 901万円超	2,120,000
旧ただし書所得 600万円～ 901万円以下	1,410,000
旧ただし書所得 210万円～ 600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	600,000
住民税非課税	340,000

70～74歳

区分	所得要件	限度額(年額)
現役並所得	課税所得 145万円以上	670,000
一般	課税所得 145万円未満 (※1)	620,000 (※560,000)
低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額(年額)
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満 (※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

単位:円

所得要件	限度額(年額)
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満 (※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

※一般については、附則で560,000円に据え置き

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計金額が210万円以下の場合も含む。

75歳以上

変更ありません。

〈高額医療・高額介護合算制度とは〉

○世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

